

現代の低所得層の数量的測定と その意義について

金澤 誠一

はじめに

現代の低所得層を概念づけるとすれば、その収入が生活保護基準よりやや高いが、税金や保険料などを支払った場合、実質的に保護基準以下になる所得階層ということになる。生活保護受給世帯の場合、税金や保険料が免除され、医療費は医療扶助として現物給付される。また、働いて収入を得ている場合には勤労にともなう必要経費として勤労控除が認められる。また、期末一時扶助や冬季加算を含める必要がある。従って、保護基準に何割か加えないと、一般世帯の場合には実質的に生活保護基準と同程度の生活水準とならないのである。その倍率はほぼ1.4倍とみることができる。

また、京都総評の調査研究に基づく「最低生計費試算」では、生活保護基準のほぼ1.7倍という結果となっている。この場合でも、生活扶助基準に住宅扶助（特別基準）を加えた保護基準とそれに相当する費目と比較すると1.2倍程度なのである（拙著「構造改革」の下での「生活崩壊」と最低生計費『賃金と社会保障』旬報社、2006年7月上旬号、参照）。

また、上記の理由で保護基準の何割増しかで低所得者を規定している低所得層対策が存在する。例えば、経済的理由で就学困難な児童・生徒に対する就学援助制度では、保護基準の1.2倍から1.4倍を目安にしている自治体が多い。生活福祉資金貸付制度ではその貸し付ける場合の目安額は1.7倍程度とみることができる。国民健康保険の保険料の減免の目安は、これも自治体によってまちまちであるが、保護基準の1.2倍から1.3倍としている自治体も存在する（拙編著『公

的扶助論』高岩出版、2004年、「第4章低所得層への対策」参照）。

以上のように、現代の低所得層の規定は制度によってまちまちではあるが、ここでは保護基準の1.0倍から1.4倍の所得階層と捉えることにする。そうした幅があるのである。この低所得層に税金や保険料などを課することは、実質的に保護基準以下の生活水準となる可能性が高いのである。現代の貧困層の捉え方としては、ただ単に保護基準以下とみるだけでなく、その1.4倍程度の収入水準である低所得層をも加えてみる必要がある。従って、現代の貧困ライン＝最低生活基準は、保護基準の1.4倍程度とするのである。特に、国保の保険料や地方税が増加している低所得層にとっては、それでは健康で文化的な最低限度の生活が成り立たず、もう払えない状態となっている可能性が高いのである。

こうした低所得層は、一般階層と被保護層との中間にあつて、現代資本主義社会の矛盾をまともに受けている階層である。一方で、低所得層は、資本の蓄積過程において相対的過剰人口として生み出され、いわゆる停滞的過剰人口である非正規雇用層＝「低賃金・不安定雇用層」として堆積していく。他方では、社会保障制度の不備によって、低所得層への統一した十分な対策がないままに、救済されることなく放置され、その存在すら公的には明確に把握されていないのである。

また、この低所得層が増大すればするほど、国民相互の足の引っ張り合いが始まり、一般階層をそこまで引き込む作用、あるいはその生活をそこまで押し下げる作用とともに、その上昇を阻害する「おもり」となるのである。そして

現代の低所得層の数量的測定とその意義について

また、この低所得層は被保護層の給源となっているのである。従って、低所得層は、以上のような国民諸階層と有機的なつながりの中で存在しているものであり、この低所得層がもつ国民生活全体への影響は重大なものである。この小論では、この低所得層の数量的把握を主な目的としている。その存在の把握は、低所得層のもつ国民諸階層への影響の大きさをはかるためには必要不可欠なことなのである。

1 低所得層はどの位存在するか

ここでは、厚生労働省『国民生活基礎調査』を用いて、保護基準の1.0倍未満の所得階層および低所得層である保護基準1.0倍および1.4倍未満の層を析出することにする。また1998年と2004年の2時点でその変化についてみることにする。

まず、保護基準の1.0倍の所得額を世帯人員別に算定し、その1.4倍した所得額をも世帯人員別に算定した。その際、保護基準の計算は1級地-1という大都会の基準を用いた。年額として表すと、単身世帯の場合の保護基準1.0倍の所得額は約150万円、その1.4倍では約200万円となる。同様に20歳代夫婦2人世帯では、1.0倍の額は約200万円、1.4倍の額は約300万円となる。30歳代夫婦と子どもの3人世帯の場合には、1.0倍の額は約250万円、1.4倍の額は約350万円となる。40歳代夫婦と2人の子どもの4人世帯の場合には、1.0倍の額は約300万円、1.4倍の額は約450万円となる。40歳代夫婦と子ども2人と親の5人世帯の場合には、1.0倍の額は約350万円、1.4倍の額は約500万円となる。40歳代夫婦と2人の子どもの6人世帯の場合には、1.0倍の額は約400万円、1.4倍の額は約600万円となる。2時点でみても、その額はほとんど変化がない。

1. 世帯人員別にみた低所得層の分布—少人数世帯で多い低所得層—

さて、表1-1と表1-2は、それぞれ1998年と2004年の世帯人員別にみた所得金額階級別の累積度数分布を示したものである。2004年で見ると、1人世帯では保護基準1.0倍未満が40.8%存在し、1.4倍未満では54.9%と半数を超えている。2人世帯で見ると、1.0倍未満は16.8%、1.4倍未満が33.8%と3割を超えている。3人から6人以上世帯の場合には、1.0倍未満が10%前後、1.4倍未満が20%前後であるのと比較すると、1人世帯や2人世帯といった少人数世帯で低所得層が多いことが分かる。

また、1998年と2004年の2時点で比較すると、各世帯ともに増加しているのが分かる。1人世帯では保護基準1.0倍未満層が35.7%から40.8%へと5.1ポイント増加、1.4倍未満層は49.5%から54.9%へと5.4ポイント増加している。2人世帯では1.0倍未満層は14.0%から16.8%へと2.8ポイント増加、1.4倍未満層は28.9%から33.8%へと4.9ポイント増加している。それ以外の世帯でも数ポイント増加している。特に少人数世帯での増加が目立つのである。

2. 全世帯に占める低所得層の割合

それでは、それぞれの世帯の低所得層の数を合計して全世帯数で割ると低所得層の割合が計算される。これで見ると、1998年には、保護基準1.0倍未満の割合は14.9%、1.4倍未満の割合は27.3%となる。従って、保護基準1.0倍から1.4倍未満の低所得層は12.4%ということになる。2000年のわが国の世帯総数は4,678.2万世帯（国勢調査）であるから、保護基準1.0倍未満の世帯数は697万世帯、1.4倍未満の世帯数は1,277.1万世帯となる。従って、保護基準1.0倍から1.4倍未満の低所得層の世帯数は、580万世帯にのぼるのである。

同様に、2004年で見ると、保護基準1.0倍未満の割合は17.5%、1.4倍未満の割合は31.4%となる。従って、保護基準1.0倍から1.4倍未満の低所得層の割合は13.9%ということになる。

2005年のわが国の世帯総数は4,822.5万世帯（国勢調査）であるから、保護基準1.0倍未満の世帯数は844万世帯、1.4倍未満の世帯数は1,514.3万世帯となる。従って、保護基準1.0倍から1.4倍未満の低所得層の世帯数は670.3万世帯にのぼるのである。

1998年から2004年の6年間にどのように変化したのであろうか。保護基準1.0倍未満の割合は、14.9%から17.5%へと2.6ポイント増加し、世帯数では697万世帯から844万世帯へと147万世帯の増加となる。また、1.4倍未満の世帯の割合は、27.3%から31.4%へと4.1ポイントの増加となり、世帯数では1,277.1万世帯から1,514.3万世帯へと237.2万世帯の増加である。また、保護基準1.0倍から1.4倍未満の低所得層の割合は、

表1-1 世帯人員別、所得金額階級別、累積度数分布(1998年)
単位:%

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
50万円未満	1.1	4.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0
50～100万円未満	4.6	17.1	3.3	1.4	0.7	0.3	0.3
100～150	10.0	*35.7	8.0	3.2	1.5	1.0	1.2
150～200	15.1	#49.5	*14.0	5.8	2.6	2.0	1.6
200～250	20.1	59.9	20.7	*9.3	4.7	3.3	2.5
250～300	25.1	67.3	#28.9	13.2	*6.9	5.1	3.9
300～350	30.6	73.7	38.2	#18.0	9.8	*7.2	6.1
350～400	35.8	78.6	45.8	23.5	13.8	10.2	*8.6
400～450	41.3	83.1	53.3	29.2	#18.6	14.2	11.5
450～500	46.1	86.1	59.2	35.2	23.5	#18.5	14.2
500～550	51.1	89.2	64.5	41.2	29.5	23.5	17.6
550～600	55.2	90.9	68.9	46.1	34.7	28.6	#21.2
600～650	59.7	92.4	72.9	51.8	40.9	34.9	25.8
650～700	63.5	93.5	76.3	56.9	45.7	39.4	30.1
700～750	67.2	94.6	79.5	61.1	51.1	44.8	35.2
750～800	70.1	95.2	81.9	65.1	56.1	50.0	39.9
800～850	73.9	96.2	84.6	69.3	61.1	54.5	44.7
850～900	76.6	96.8	86.4	72.6	65.0	59.2	49.3
900～950	79.5	97.3	88.2	76.1	69.5	63.3	54.2
950～1000	81.8	97.7	90.0	78.8	72.7	67.2	58.4
1000～1100	85.7	98.4	92.2	83.5	78.4	73.8	66.5
1100～1200	88.7	98.8	93.7	87.6	83.2	79.1	73.0
1200～1500	94.4	99.5	96.6	93.9	92.2	89.5	85.5
1500～2000	97.9	99.8	98.6	97.4	97.4	96.5	94.8
2000万円以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1: *印は保護基準未満、#印は保護基準×1.4倍未満

注2: 保護基準で計算すると、保護基準以下は平均14.9%、保護基準×1.4では平均27.3%となる。

注3: 「低所得層」を保護基準の1.0倍から1.4倍の層であるとすると、12.4%の世帯がそれに相当する。

資料: 厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』より作成

12.4%から13.9%へと1.5ポイントの増加であり、世帯数でみると580万世帯から670.3万世帯へと90.3万世帯の増加となる。

3. 業態世帯総世帯に占める低所得層の割合

各業態世帯を100とした保護基準1.0倍未満および1.4倍未満の割合をみると、2004年時点では、表2-2に示したように、低所得層の割合が高いのは、第1に零細企業の雇用者や臨時的雇用や日々雇用者といった低賃金で雇用が不安定ないわゆる「低賃金・不安定雇用層」であり、第2に売上が減少し営業所得が低いいわゆる「名目的自営業層」を多く抱えている自営業世帯であり、第3に低年金生活者など無業層である「その他の世帯」であることが分かる。

表1-2 世帯人員別、所得金額階級別、累積度数分布(2004年)
単位:%

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
50万円未満	1.6	6.1	1.0	0.3	0.3	0.3	0.2
50～100万円未満	5.9	21.5	4.3	1.7	0.8	0.5	0.4
100～150	11.6	*40.8	9.4	3.7	1.8	1.2	0.7
150～200	17.5	#54.9	*16.8	6.4	3.4	2.1	1.2
200～250	23.3	65.4	24.8	*10.5	5.8	3.5	3.0
250～300	28.8	72.3	#33.8	14.9	*8.1	5.9	4.3
300～350	35.0	78.1	43.9	#19.9	11.7	*8.9	6.6
350～400	41.1	82.7	53.3	25.1	16.6	12.5	*9.2
400～450	47.3	86.2	61.5	33.1	#22.1	17.3	11.7
450～500	52.2	89.0	67.1	38.9	27.7	#22.3	14.2
500～550	57.3	91.0	72.2	45.7	33.8	28.7	18.5
550～600	61.2	92.3	75.8	51.1	38.7	34.0	#22.9
600～650	65.6	93.6	79.7	56.5	45.8	39.1	26.8
650～700	69.6	94.6	82.5	62.0	52.3	44.9	32.3
700～750	73.0	95.4	85.1	66.2	57.0	50.5	37.5
750～800	76.2	96.2	87.1	70.6	61.9	55.3	43.3
800～850	79.3	97.0	89.0	74.8	66.4	60.6	49.4
850～900	82.0	97.6	90.6	78.3	70.6	65.2	54.5
900～950	84.0	98.0	91.7	81.2	73.8	68.5	58.8
950～1000	85.9	98.3	92.7	83.6	76.7	71.3	63.8
1000～1100	89.4	98.8	94.7	88.0	82.5	78.5	70.5
1100～1200	91.9	99.1	95.8	90.6	87.1	83.4	76.9
1200～1500	96.4	99.6	97.8	95.8	94.7	92.6	89.2
1500～2000	98.8	99.8	99.1	98.5	98.2	98.1	96.3
2000万円以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1: *印は保護基準未満、#印は保護基準×1.4倍未満

注2: 保護基準で計算すると、保護基準以下は平均17.5%、保護基準×1.4では平均31.4%となる。

注3: 「低所得層」を保護基準の1.0倍から1.4倍の層であるとすると、13.9%の世帯がそれに相当する。

資料: 厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』より作成

現代の低所得層の数量的測定とその意義について

第1の「低賃金・不安定雇用層」では、30人未満企業で働く雇用者世帯の13.2%が保護基準1.0倍未満層であり、30.7%が保護基準1.4倍未満層である。30～999人の中企業や1000人以上の大企業・官公庁で働く雇用者世帯の場合には、その規模が大きくなるに従って低所得層の割合は低下しているが、中企業でも保護基準1.0倍未満層が5.9%、1.4倍未満層が15.5%も存在するのである。これら正規職員のなかにも大量に低所得層が存在しているのである。臨時雇用者世帯の場合には、保護基準1.0倍未満層が23.7%、1.4倍未満層が41.6%も存在している。また、日々雇用者世帯の場合には、保護基準1.0倍未満層は29.8%、1.4倍未満層は46.8%も存在している。雇用が不安定であればあるほど低所得層の割合

が高くなる傾向を示している。

第2の自営業層の場合には、保護基準1.0倍未満層が20.2%、1.4倍未満層が37.6%と、30人未満の零細企業の雇用者世帯よりもその割合が高くなっている。

第3のその他の世帯では、業態世帯別にみたとの世帯よりも低所得層の割合が高い。この世帯では、保護基準1.0倍未満層は34.4%、1.4倍未満層は実に58.9%にも達している。

4. 総世帯に占める業態世帯別の低所得層の割合

総世帯に占める保護基準1.0倍未満あるいは1.4倍未満の割合である前記の17.5%あるいは31.4%の業態世帯別内訳としてみると、表3-2に示されているように、2004年時点での保護基準1.0倍未満層の割合は17.5%であった。その業態世帯別内訳は、雇用者世帯が4.3%、自営業者世帯が2.9%、年金生活者などの無業世帯からなるその他の世帯が10.1%、不詳が0.2%となる。17.5%の内6割近くがその他の世帯であることが分かる。同様にして、保護基準1.4倍未満層の割合である31.4%の業態世帯別内訳をみると、雇用者世帯が9.9%、自営業者世帯が5.5%、その他の世帯が15.8%、不詳が0.3%となる。その他の世帯が31.4%の内5割を占めていることが分かる。

これを表3-1に示されている1998年時点と比較するとどうであろうか。1998年時点での保護基準1.0倍未満層の割合は14.9%であった。その業態世帯別内訳は、雇用者世帯が3.9%、自営業者世帯が2.7%、その他の世帯が8.3%である。2004年時点と比べれば、2004年の方が確かにそれぞれの割合が増加していることが分かる。雇用者世帯では3.9%から4.3%へ、自営業者世帯では2.7%から2.9%へ、その他の世帯では8.3%から10.1%へと増加している。特にその他の世帯の増加が大きいことが分かる。また、前記のように1998年時点での保護基準1.4倍未満層の割合は27.3%であった。その業態世帯別の内訳は、

表2-1 各業態別世帯数を100とした
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(1994年)

	保護基準1.0倍未満	保護基準1.4倍未満
総数	14.9	27.3
雇用者世帯	6.6	15.2
会社・団体等役員世帯	3.9	9.0
一般常雇用世帯	6.1	14.7
30人未満	12.3	27.8
30～999人	6.2	15.6
1000人以上・官公庁	1.8	4.6
臨時雇用者世帯	25.0	40.9
日々雇用者世帯	19.1	36.2
自営業者世帯	17.4	32.7
その他の世帯	33.3	53.0

資料：厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』より作成

表2-2 各業態別世帯数を100とした
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(2004年)

	保護基準1.0倍未満	保護基準1.4倍未満
総数	17.5	31.4
雇用者世帯	7.7	17.7
会社・団体等役員世帯	4.2	11.6
一般常雇用世帯	6.8	16.5
30人未満	13.2	30.7
30～999人	5.9	15.5
1000～4999人	1.8	5.9
5000人以上・官公庁	0.8	3.0
規模不詳	10.0	22.2
臨時雇用者世帯	23.7	41.6
日々雇用者世帯	29.8	46.8
自営業者世帯	20.2	37.6
その他の世帯	34.4	53.9
不詳	30.4	58.9

資料：厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』より作成

雇用者世帯が9.1%、自営業者世帯が5.1%、その他の世帯が13.1%である。2004年時点と比較すると確かに2004年時点の方が、それぞれの業態世帯で増加していることが分かる。雇用者世帯では9.1%から9.9%へ、自営業者世帯では5.1%から5.5%へ、その他の世帯は13.1%から15.8%へと増加している。特にその他の世帯の増加が大きいのである。しかしまた、雇用者世帯や自営業者世帯においても確実に増加していることも事実である。

5. 就業者世帯総数に占める低所得層の割合

雇用者世帯と自営業者世帯とを合わせて就業者世帯とすると、その就業者世帯総数に占める保護基準1.0倍未満層の割合は、表4-1に示し

表3-1 総世帯数に占める業態世帯別
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(1998年)

	保護基準1.0倍未満	保護基準1.4倍未満
総数	14.9	27.3
雇用者世帯	3.9	9.1
会社・団体等役員世帯	0.2	0.5
一般常雇用世帯	3.2	7.7
30人未満	1.5	3.5
30～999人	1.4	3.4
1000人以上・官公庁	0.3	0.8
臨時雇用者世帯	0.4	0.7
日々雇用者世帯	0.1	0.2
自営業者世帯	2.7	5.1
その他の世帯	8.3	13.1

資料：厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』より作成

表3-2 総世帯数に占める業態世帯別
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(2004年)

	保護基準1.0倍未満	保護基準の1.4倍未満
総数	17.5	31.4
雇用者世帯	4.3	9.9
会社・団体等役員世帯	0.2	0.6
一般常雇用世帯	3.3	7.9
30人未満	1.3	3.1
30～999人	1.1	3.0
1000～4999人	0.1	0.3
5000人以上・官公庁	0.1	0.3
規模不詳	0.5	1.2
臨時雇用者世帯	0.7	1.2
日々雇用者世帯	0.1	0.2
自営業者世帯	2.9	5.5
その他の世帯	10.1	15.8
不詳	0.2	0.3

資料：厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』より作成

たように、1998年時点で8.8%となる。その内雇用者世帯が5.2%、自営業者世帯が3.6%を占めている。また、保護基準1.4倍未満層は、1998年時点で18.8%となる。その内雇用者世帯が12.0%、自営業者世帯が6.8%を占めている。

また、2004年時点では、表4-2に示したように、就業者世帯総数に占める保護基準1.0倍未満層の割合は10.3%である。その内雇用者世帯が6.1%、自営業者世帯が4.2%を占めている。また、保護基準1.4倍未満層は21.9%である。その内雇用者世帯が14.1%、自営業者世帯が7.8%を占めている。

1998年と2004年とを比較すると、就業者世帯総数に占める保護基準1.0倍未満層の割合は、8.8%から10.3%へと増加している。その内の雇用者世帯では5.2%から6.1%に増加、自営業者世帯では3.6%から4.2%に増加している。他方、保

表4-1 就業者世帯数に占める業態世帯別
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(1998年)

	保護基準1.0倍未満	保護基準1.4倍未満
就業者世帯	8.8	18.8
雇用者世帯	5.2	12.0
会社・団体等役員世帯	0.3	0.6
一般常雇用世帯	4.2	10.2
30人未満	2.0	4.6
30～999人	1.8	4.6
1000人以上・官公庁	0.4	1.1
臨時雇用者世帯	0.6	1.0
日々雇用者世帯	0.1	0.2
自営業者世帯	3.6	6.8

資料：厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』より作成

表4-2 就業者世帯数に占める業態世帯別
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(2004年)

	保護基準未満	保護基準1.4倍未満
就業者世帯	10.3	21.9
雇用者世帯	6.1	14.1
会社・団体等役員世帯	0.3	0.8
一般常雇用世帯	4.6	11.2
30人未満	1.9	4.4
30～999人	1.6	4.2
1000～4999人	0.1	0.4
5000人以上・官公庁	0.1	0.4
規模不詳	0.8	1.7
臨時雇用者世帯	0.9	1.7
日々雇用者世帯	0.2	0.3
自営業者世帯	4.2	7.8

資料：厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』より作成

現代の低所得層の数量的測定とその意義について

保護基準1.4倍未満層は18.8%から21.9%に増加している。その内雇用者世帯では12.0%から14.1%に増加し、自営業者世帯では6.8%から7.8%に増加しているのが分かる。

6. 雇用者世帯総数に占める低所得層の割合

雇用者世帯総数に占める保護基準1.0倍未満層の割合は、表5-1に示したように、1998年時点では6.6%である。また、保護基準1.4倍未満層の割合は15.2%である。2004年時点でみると、表5-2に示したように、保護基準1.0倍未満層の割合は7.7%であり、保護基準1.4倍未満層の割合は17.7%である。1998年と2004年とを比較すると、保護基準1.0倍未満層では6.6%から7.7%に増加し、保護基準1.4倍未満層では15.2%から17.7%へと増加している。

II 家族の中に隠された低賃金・不安定雇用層

しかし、「低賃金・不安定雇用層」の多くが、

表5-1 雇用者世帯に占める業態世帯別
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(1998年)

	保護基準1.0倍未満	保護基準1.4倍未満
雇用者世帯	6.6	15.2
会社・団体等役員世帯	0.4	0.8
一般常雇用世帯	5.3	12.8
30人未満	2.6	5.8
30～999人	2.3	5.8
1000人以上・官公庁	0.5	1.4
臨時雇用者世帯	0.7	1.2
日々雇用者世帯	0.2	0.3

資料：厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』より作成

表5-2 雇用者世帯に占める業態世帯別
保護基準未満及び保護基準×1.4倍未満の割合(2004年)

	保護基準未満	保護基準1.4倍未満
雇用者世帯	7.7	17.7
会社・団体等役員世帯	0.4	1.0
一般常雇用世帯	5.8	14.1
30人未満	2.4	5.5
30～999人	2.0	5.3
1000～4999人	0.1	0.5
5000人以上・官公庁	0.1	0.5
規模不詳	1.0	2.2
臨時雇用者世帯	1.2	2.1
日々雇用者世帯	0.3	0.4

資料：厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』より作成

家族の中に隠されている可能性がある。特に、若年単身者の場合、低賃金であるが故に自立が阻まれ親元から離れられずにいる可能性がある。いわゆる「パラサイトシングル」化である。こうした場合には、現代の貧困は異なった局面をもつことになる。それは、第1に晩婚化や未婚化が進み少子化に拍車がかかる。第2に仕事で不安定で低賃金の場合が多いために、キャリア形成や人格形成に大きな影響を与える可能性がある。第3に貧困が隠蔽化され社会問題化しにくくなるのである。

さて、低賃金・不安定雇用層のパラサイトシングル化については、2007年5月～6月にかけて「福祉保育人材確保研究会」（代表金澤誠一）が全国福祉保育労働組合の協力のもとに実施した「福祉保育労働者の労働と生活の実態調査」によって明らかにされた。

この調査は、福祉保育労加盟の福祉保育労働者と未組織の労働者を含めて1万3,200人に調査票を配布し、有効回収数2,877ケース、有効回収率21%であった。労働と生活の多岐にわたって調査されているが、ここでは必要な部分だけを紹介することにする。

1. 福祉保育労働者のワーキングプア

正規職員の賃金をみると、10～15万円未満に6.0%、15～20万円未満に35.9%も分布し、それ以降割合は低下していく。また、勤続2年未満から5～10年未満では、15～20万円未満に最も多く分布し、6割から5割を占めている。勤続10年以上になると賃金格差が広がる傾向をみせる。

常勤パートの場合には、勤続年数と関係なく10～15万円未満と15～20万円未満の2つの賃金階層に分布している。職種によりその分布は異なり、10～15万円未満が多い職種は保育士、調理士・営繕・運転手、栄養士であり、15～20万円未満に多く分布している職種は指導員、ケアワーカー、事務・書記、看護師・保健師である。

また、短時間パートの場合には、勤続年数に関係なく10万円未満が9割を占めていた。

勤続年数の短い若年正社員の10～15万円未満層および常勤パートの10～15万円未満層は、生活保護基準の1.0倍から1.4倍未満に相当する。したがって、これらの層は実質的に生活保護基準に満たない層である。というのも、繰り返しになるが、生活保護受給世帯の場合には税金や保険料が免除され、医療費は現物給付され、その他にも勤労控除が認められている。したがって、若年単身世帯の保護基準（1級地－1、住宅扶助特別基準33,000円として、116,700円／月）に1.4倍しないと一般世帯と比較できないのである。若年単身世帯の保護基準の1.4倍した額は163,380円となる。

また、若年正規職員の15～20万円未満層および常勤パートの15～20万円未満層は、OECDの貧困ライン（中央値の2分の1、厚生労働省『平成16年国民生活基礎調査』では国民全世帯の所得の中央値は476万円、その2分の1である238万円を12ヵ月で割ると19万8千円となる。また、京都総評で試算した若年単身世帯の「最低生活費」も19万8千円である）に満たないのである。

したがって、若年正規職員や常勤パートのほとんどが、実質的に生活保護基準未満かOECDの貧困ラインに満たないことになる。その意味でこれらの層を福祉保育労働者のワーキングプアと呼ぶことができるのである。

2. 若年正規労働者と常勤パート労働者のパラサイトシングル化

これらの労働者が貧困ラインに満たないということは、何を意味しているのであろうか。それを解くカギは、彼らの世帯構成にあった。若年正規職員の世帯構成をみると、25歳未満では圧倒的に多いのが「本人と親（と兄弟）」で62.8%を占め、「本人のみ」は29.9%にすぎなかった。25～30歳未満でも「本人と親（と兄弟）」は40.2%に上っていた。

常勤パートの25歳未満では「本人と親（と兄弟）」は更に多くなり69.1%に達し、「本人のみ」は21.1%となる。25～30歳未満でも「本人と親（と兄弟）」は56.7%に上っている。

それに対し短時間パートの場合には、40歳代以上が7割で「夫婦と未婚子」が7割を占めている。明らかに同じ非正規でも常勤パートとは異質である。

若年正規職員や常勤パートのほとんどが、貧困ラインに満たない状態にあることは、自立できないまま親元から離れられないことを意味している。まさにパラサイト（親に寄生している）シングルなのである。つまり、20万円に満たない賃金では、自立するための家賃を払うことが困難なためと思われる。

「生活での困りごと」の回答をみると、「本人と親（と兄弟）」では、第1位が「賃金が低くて自立できない」となっている。それは正規職員で32.8%、常勤パートでは55.9%に上っている。また、「本人のみ」世帯においては、第1位が「生活費が足りない」である。正規職員で31.5%、常勤パートでは49.3%にものぼっている。親からの何らかの援助がなければ生活は成り立たないと推測される。

結びにかえて

これまでみてきたように、全世帯に占める保護基準1.0倍未満や1.4倍未満層が増加している。2004年の時点では、保護基準1.0倍未満層は全世帯の17.5%、1.4倍未満層は31.4%に達している。確かに年金生活者など無業層の割合が高いが、確実に雇用者世帯や自営業者世帯でも増加しているのである。就業者世帯に占める保護基準1.0倍未満層は10.3%にのぼり、1.4倍未満層は21.9%に達している。また、この数字に表れていない、多くの若年正規労働者や常勤パート労働者が、自立できないまま親元で生活を余儀なくされパラサイトシングル化しているのである。

このように、低所得層が増加しているのであ

現代の低所得層の数量的測定とその意義について

り、それはまた、国民生活の地盤が沈下していることをも意味している。それを食い止める最低賃金制度や生活保護制度が機能していないのである。いわば低所得層は救済されることなく、実質的に生活保護基準以下の生活のまま放置されているのである。

こうした低所得層の存在を公的に測定することが必要なのである。公的に低所得層の存在を明らかにすることは、低所得層を無くしていくための対策が必要であることを表明することである。しかし、政府は、低所得層対策をするどころか、保護基準の引き下げに着手しているのである。2004年度からの老齢加算の削減・廃止や2005年度からの母子加算の削減・廃止にとどまらず、2007年10月19日には「生活扶助基準に関する検討委員会」を立ち上げている。保護基準の本格的な見直しを図ろうとしているのである。老齢加算や母子加算の削減・廃止を決めたときと同様に、低所得層と生活保護受給世帯の家計支出（生活扶助相当額）との比較でもって、低所得層の家計支出が低いとして、保護基準を引き下げようとしている。これでは全く逆なのである。低所得層の収入を保護基準並に引き上げることが先決である。

今日の保護基準の算定方式は、水準均衡方式によっている。これは一般世帯の所得水準との対比で決定されるものである。一般世帯の所得水準が低下しその結果その消費水準も低下する傾向をみせている。ましてや低所得層の所得水準の低下にともない消費水準も低下する傾向にある中で、先の「検討委員会」は、低所得層の消費水準との比較で見直しを行おうとしているのである。明らかに、現行の水準均衡方式による保護基準＝最低生活費の算定には限界があるのである。一般世帯および低所得世帯の所得水準が低下している時期には、水準均衡方式では最低生活費は際限なく低下し歯止めが利かないことになる。それでは何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかが分からない。このような状況下では、「健康で文化的な最低限度の生活」を満たすような物量を積み上げて算定する「マーケット・バスケット方式」での算定が必要である。

京都総評が試算したように、国民・労働者の側からの「最低生計費」を算定し、「最低生活の岩盤」を構築し、貧困は許し難い・受け入れがたい「抵抗」・運動が必要である。

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学教授)